

## 安東会長記者会見要旨

日 時：平成 18 年 11 月 14 日（火）午後 4 時 30 分～午後 5 時 20 分

場 所：J A S D A Q プラザ記者会見場

出席者：安東会長、渡辺副会長、増井副会長

冒頭、渡辺副会長から自主規制会議の審議事項等の概要について、増井副会長から証券戦略会議の審議事項等の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

今年度の税制改正の議論が本格化してきている。政府税調の本間新会長は証券関連の優遇税制は期限が来たら廃止という意向を示されているが、一方で自民党などでは廃止したうえで新しい優遇税制という議論が出ているという話もある。改めて日証協として、この問題に今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせ願いたい。

（安東会長）

前月の会見からの変化は、政府税調のトップ、自民党税調のトップが代わったことだが、いずれにしても両税調とも本格的な議論に入るのはこれからということで、その前にいろんなコメントが報道されてはいるが、それらの意見に関しては本格的な議論に入る前の一つの出方だろうと感じており、我々としては安倍政権のいう「成長路線」並びに「貯蓄から投資への流れ」を考えて、10%の軽減措置の継続ということには、些かも変化はない。

改めて今回の要望理由を三点申し上げる。

第一点は、よく言われる我が国の個人金融資産は約1,500兆円で、その11%が株式及び株式投信の比率であり、これを欧米と比較すると、アメリカでは28%、ドイツでは19%ということで、日本では個人金融資産がリスクマネーとして、経済・産業活動に供給・活用されている割合が低すぎるということが挙げられる。

第二点は、証券税制は、グローバルで捉えていかないといけないのではないかということである。

それはただ今申し上げた米国、ドイツ等の先進諸国は例外なく優遇税

制が実施されており、米国では制度の延長を既に発表している。アジアにおいても、例えば韓国、中国、シンガポールは、キャピタルゲイン、インカムゲインとも非課税という措置が採られているということで、欧米先進諸国やアジアの諸国と比較しても、日本は極めてこの部分については遅れていると言わざるを得ないと考えている。

第三点は、日本の場合、60歳以上の株の保有が約7割といわれているが、団塊の世代の問題も含めて高齢化社会が加速していく中で、社会保障の補完的な位置付けとして、この部分にスポットを当てていく必要があるという気がしている。

このようなことから、10%の軽減措置の継続を強く要望して参りたいと思っている。

(記者)

軽減措置の延長は厳しい面もあると思うが、一つの案として、新しい優遇措置も考えとして出てきているようだが、日証協として、落とし処を探るといった考え方が今後出てくるのだろうか。

(安東会長)

一般的に、交渉、要望事に回答が出るとそれに対して着地点を探すというのは何処かの局面であると考えているが、現在その段階まで至っておらず、従って何ら変化はない。

(記者)

次に証券市場の国際的な再編について。東証がニューヨーク、ロンドン等と提携協議を始める動きがあり、ジャスダックについてもナスダックと提携協議というような動きがあるが、こうした市場の国際的な再編について、どう展望されているのか。

(安東会長)

先月末に行われたICSA(国際証券業協会会議)には、中国、韓国からもそれぞれ代表者が来ているわけだが、彼等の鼻息の荒さというか、アジアのハブは我々が担っていくのだという主張を聞いていると、私は日本がアジアでのその役割を担えなくなるとしたら国にとって大きなマイナスになるという感を強くしたところである。そういう状況の中で日本が国際競争力を強化していくための施策として海外取引所と連携

を図っていくのは自然の流れだろうし、そういった連携の流れを日証協として協力できるようなことがあれば行って参りたいという思いを強くした次第である。

（記者）

具体的に日証協として何かしらこうした動きに関わっていくということはあるのか。

（安東会長）

例えばジャスダックの場合では、日証協は大株主という立場があるので、そういう意味で仮に何か相談を受けた場合は、それに対して答えていくとか方向感を共有し合うということはあるかと思う。

（記者）

次に、これはやや産業界の問題だとは思いますが、来年5月に三角合併が解禁されるということで、日本の各企業にとっては大きな政策の変更になるものと思う。証券業界としてもこうした合併に対して、様々な形で深く関わっていくことになるのではないかと思われるのだが、この三角合併については、経団連の方々や産業界などでは外資の適用要件を厳しくすべきとの意見も出始めており、日証協としてこの問題に対しての意見も含めて、どのように受け止められているのか。

（安東会長）

株主が思いもよらない不測の損害を負う可能性があるのではないかとことなるだろうが、新会社法で議決権の3分の2以上というかなりハードルの高い特別決議を要件としているわけであり、また、より厳しくしようとするのであれば、会社毎には個別に定款変更による要件の厳格化という手段もあるので、直ぐに買い占められるというようなことは起き難いとは思う。日証協として、要件を厳しくすべきとかの意見は特にはないが、証券界として取り組むべき課題は多い。

例えば、国内に上場していない外国企業であるとか、あるいは株式流動性の低い外国企業のようなところが三角合併によってある国内企業を買収した場合、外国株式を交付された株主の方の売却等において、米国などの先進国等で常に取引があるところならいいが、そうでないところも充分考えられるため、そうした点をどうやって考えていくのかなど

が挙げられる。もっとも、T O Bというケースが多いと思われるので、その前に判断できるとは思いますが、そうでないケースもあるだろう。

いずれにしても三角合併が認められるということになると、証券市場のグローバル化は一段と進むだろうということと、もう一つ言えることは経営者が時価総額に関してより強い意識を持つようになると思うので、証券界にとってもグローバル化に対応するための体制を作ることが急務になるし、経営者にとってはより緊張の場面が増すのだろう。

(記者)

証券税制について追加で質問したいのだが、軽減措置が導入された当時に比べて株価もかなり回復しているため期限どおり廃止すべきではないかとか、他の金融商品との税制面を考えてという声もある。期限どおり軽減措置が廃止されれば、具体的に株価に対してどんな影響、特に貯蓄から投資へという流れにどういった影響があるとお考えか。

(安東会長)

株式譲渡益の軽減措置は来年末が期限となるので、仮に廃止となった場合、利益が出ている方は一度確定売りをするという流れは当然あると思う。

年内にも銀行等保有株式取得機構の市場売却が、また来年10月から日銀が保有している株式の市場売却が始まる。いずれも株価が1万円を割り込んだ時期に買い取っており、5兆円強の保有残高と推定されるが、これらの株が10年間に亘って売り出されるわけであり、直ぐにまとめて売却されるわけではないにしても、投資家サイドからみれば、重しがあるようなことを考える方であれば一度売却するのではないか。もちろん、経済環境・景気がより良くなるというようなことであれば、そうした状況によっていろいろ変わるのだろうが、単なる需給面だけを考えれば、そういう現象は起きると思う。

(記者)

取引所の再編に絡んでの質問だが、以前、与謝野前大臣の懇談会の中では、取引所に何らかの買収防衛策が必要ではないかという提言があり、安東会長も同様の提言をされていたかと思うのだが、具体的に資本提携云々という話が浮上して来たこの段階になって、改めて東証なりジャス

ダックなり国内の取引所に何らかの防衛策は必要なのかどうか。必要だとすればどういった政策が有り得るのかという点について伺いたい。

(安東会長)

今ご指摘のあったように、私も与謝野懇の場で防衛策をもっと明確に採るべきではないかといった考え方を披露しており、現在もその考えに変化はない。

ただ、例えば、NYSEとの持ち合い等といっても、それは東証が上場した後の話になるし、制度上も単一保有の制限があるので過半は持たれるわけではないとかそういった理屈になっていくわけだが、何らかの意図を持ってバラバラに買って、その集合が結果として大きくなってしまふという悪意的な考え方もできることから、東証を通常会社として考えてはいけないと思うので、念には念を入れて、買収防衛策というのは事前にきちんと整えておくべきものなのではという考えである。

以 上